

公の施設の指定管理者制度運用の基本方針

平成29年4月

(令和5年4月 一部修正)

土岐市

I 指定管理者制度の概要

平成 15 年 9 月、地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号。以下「改正法」という。）が施行され、公の施設の管理に指定管理者制度が導入された。指定管理者制度は、従来、公の施設の管理を委託できる者を地方公共団体が出資した法人又は公共団体、公共的団体（以下「出資法人等」という。）に限定していた管理委託制度を改め、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するには民間事業者の能力を広く活用することが有効であるという考え方にに基づき、法人その他の団体で議会の議決を経て指定される指定管理者にその施設の管理を行わせる制度である。

公の施設

「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」（地方自治法第 244 条）とされ、庁舎、試験研究機関等を除く大部分の公的施設で設置管理については、例外を除き地方自治体が条例で定めることとなっている。

II 指定管理者制度の導入にかかる方針

1 指定管理者制度導入の判断基準

本市の公の施設の管理にあたっては、施設の効用の最大限の発揮、住民の平等利用の促進、管理経費の節減、地域経済の活性化等指定管理者制度の導入による有効性・効率性を勘案し、施設の設置目的を効果的に達成すると認められる場合は指定管理者制度を導入するものとする。

指定管理者制度の導入にあたっては、次の判断基準に基づき各所管において検討を行う。また、施設を新設する際は、準備計画段階において指定管理者制度の導入の検討を行う。

(1) 指定管理者制度を導入

判断基準
①民間事業者等のノウハウを活用し、施設のソフト事業の充実、市民ニーズにあったサービスの充実、管理経費の節減が期待できる施設である。
②民間事業者等が既に事業展開している、もしくは事業展開が可能な分野である。
③施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。
④地方自治法第 244 条の 2 第 8 項、及び第 9 項に規定する利用料金制を導入することにより、指定管理者の自主的努力により利用料金収入の増加や経費節減が期待できる施設。

(2) 直営

判断基準
①法律等により、民間事業者等が行うことに明確な制約がある。
②民間事業者等に当該施設の目的を達成できる能力やノウハウがない。
③施設の性格等、行政で行わなければならない明確な理由がある。
④利用の平等性、公平性、守秘義務について、行政でなければ確保できない明確な理由がある。
⑤施設の管理運営状況、その施設の管理運営に関連する民間事業者動向、官民の管理経費の比較等の調査研究を行い、指定管理者制度を導入するメリットがない。

※現在、市が直営している施設について、管理運営状況・民間事業者の動向・官民の管理経費の比較等の調査研究を随時行い、指定管理者制度への移行の検討を行うものとする。また、指定管理者制度を導入している施設についても同様に調査研究を随時行い、必要があれば直営に戻すことも検討する。

2 指定管理者の公募

指定管理者制度は、民間事業者まで含めた幅広い対象の中から、当該公の施設の管理に最も相応しい管理者を指定する制度である。このため、指定管理者の選定方法は、公募を原則とする。また、施設の管理運営にあたって資格等を必要とする施設については、資格等の一定条件を付して公募のうえ選定する。ただし、以下の場合には、例外的に指名により指定管理者候補者を選定する。

(1) 当該公の施設の適正な管理を確保するため緊急の必要がある場合
①公募しても申請がなかった場合
②審査の結果、選定の基準に適合する団体がなかった場合
③指定管理者の候補者として選定した団体を指定することが不可能又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合
④指定管理者の指定を取り消した場合
(2) P F I *法の活用により、公の施設の整備及び管理を行う場合
(3) 当該公の施設の設置の目的、業務の性質その他の事情を総合的に勘案して特定の法人等に管理させることに相当の理由がある場合
①国等の通知により、管理の主体が示されており、当該公の施設の管理運営に適切な法人その他の団体が客観的に特定される場合
②市と連携し、地域振興を図る観点から、現在管理を行っている法人その他の団体を指定することが適当と認められる場合
③現在管理を行っている管理者を指定することにより、効果的・効率的な管理運営が確保される場合

④施設の設置目的、利用形態、地域性を考慮したうえで、地域の人材を積極的に活用することが適当である施設
--

⑤当初の設立目的を果たしたと認められる施設、民間と競合する施設等として、廃止又は民営化の方向性が示された場合
--

※P F I (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

3 条例制定

- (1) 指定管理者の候補者の選定のために次の事項について条例で定める。
- ①指定管理者の指定の手續（申請方法、選定基準、事業計画の提出等）
 - ②指定管理者が行う管理の基準（休館日、開館時間、利用制限の要件等）
 - ③指定管理者が行う業務の範囲（施設・設備の維持管理、個別の利用許可等）
 - ④利用料金制度の活用については、施設の設置目的に応じて決定する。
- (2) 上記①については共通する事項が多いので、土岐市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年土岐市条例第 1 号）として定め、他の個別事項については各施設の設置及び管理の根拠となる条例の中で定める。

4 募集要項の作成

公募にあたっては、「広報とき」及び土岐市ホームページ等を利用し広く周知を行うこととし、周知期間、募集要項の配布方法など、応募者に十分な配慮をする。

募集要項には概ね次の事項を規定し、施設の性格等を勘案し設定する。

- ・指定施設の概要
- ・申請することができる団体の資格
- ・指定管理者が行う管理の基準及び業務範囲
- ・本市と指定管理者とのリスク分担
- ・申請方法及び申請を受け付ける期間
- ・経費に関する事項
- ・選定の基準
- ・指定管理者に指定しようとする期間
- ・その他市長が必要と認める事項

5 指定管理者指定の手續

- (1) 指定管理者選定委員会の設置
- 指定手續の公平性、透明性を担保するため、指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

①委員会は、市長の補助機関として、地方自治法第 174 条の規定による専門委員で構成する。

②委員は学識経験者、当該公の施設の管理に関し専門知識を有する者、副市長、総務部長、当該公の施設を所管する部等の長又はこれに相当する職務の者、その他市長が必要と認めた者のうちから市長が選任する。

③委員会は、公募に係る各指定管理申請者に対する各委員の第 2 次審査での評価を市長に報告する。

④公募によらない指定管理者の指定をする場合においては、委員会による選定は行わない。

(2) 指定管理者の候補者の選定の際の評価基準

審査にあたっては、評価基準をあらかじめ設定し、評価項目別に点数を配分するなど総合的な観点から評価し、最も適当と認められる団体を選定することとする。評価基準、配点については評価項目別に事業計画書等の内容を基本に、次に掲げる例のように、評価項目、その施設の特性、地域の実情等のほか、経費節減等にも十分考慮して、施設の設置目的がより効果的に達成できる団体を選定できるよう施設所管課で設定する。

①経営に関すること

事業計画に沿った管理運営を計画的にかつ安定して行う能力を有していること。

- ・団体の安定性、継続性、経営状況
- ・団体運営の透明性、公正性
- ・運営実績
- ・団体運営における法令等の遵守状況
- ・効率的運営、効率化への取り組み
- ・公共性への取り組み
- ・安全管理についての取り組み
- ・団体の理念、姿勢

②事業計画に関すること

事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。

- ・施設管理の計画、内容
- ・施設管理に必要な人員配置計画
- ・年間事業計画に関する基本方針
- ・収支計画
- ・施設管理以外に事業を実施する場合は、実施事業の提案書を加味する。

③その他、施設の特性に応じた評価基準

(3) 第 1 次審査（書類審査）

- ①申請団体の資格確認審査
- ②当該施設に関する事業計画等の内容審査
- (4) 第2次審査（委員会において申請者のプレゼンテーションによる審査）
申請代表者による説明
- (5) 指定する単位
指定管理者の指定は、個々の施設ごとに行うことを原則とする。ただし、次の場合は、複数施設を一括して一つの団体を指定することができる。
 - ①施設の目的、規模、指定管理者の業務の範囲等から、施設単体で管理するよりも、効果的かつ効率的に管理できる場合
 - ②同一の施設内に複数の施設が設置され、これらの施設を相互連携で一体的に管理することがより効果的かつ効率的にできる場合。
- (6) 指定管理者の指定期間
 - ①指定の期間は概ね3年から5年とするが、施設の性格や設置目的に応じて決定する。
 - ②PFIにより施設を建設し、指定管理者となる場合はPFIによる期間とする。
- (7) 不服申し立て
指定管理者の指定は行政処分であるため、不服申し立て（異議申し立て）の対象となる。

6 個人情報保護

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、指定管理者に対しては実施機関と同様の、その業務に従事する者に対しては実施機関の職員と同様の義務を課したうえで、罰則を適用する。

7 情報公開

指定管理者の候補者の選定過程で作成される文書については原則公開となるものであるが、土岐市情報公開条例第7条に定める「不開示情報」に該当するものは公開しないことができる。

指定管理者に対し、実施機関と同様のスタンスで情報公開に努めるよう協定に盛り込む。

8 苦情等への対応

- (1) 指定管理者が行った施設を利用する権利に関する処分についての不服申し立て（審査請求）に対しては、市長が対応する。
- (2) 施設利用に際してのサービス内容に対する苦情等に対しては、原則として指定管理者が対応することとするが、必要に応じて市としても対応する。

9 損害賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、市に生じた損害は原則として指定管理者が賠償する。

10 協定に盛り込むべき事項

(1) 基本協定

- ア 管理する施設の概要
- イ 指定の期間
- ウ 管理業務について
- エ 責任者の配置
- オ 事業計画及び管理経費について
- カ 利用料金の充当及び決定について
- キ 再委託及び権利譲渡の禁止について
- ク 事業報告書の作成、提出及び定例報告について
- ケ 調査報告について
- コ 業務の休廃止について
- サ 個人情報保護について
- シ 情報公開について
- ス 損害賠償の義務について
- セ 指定の取消しについて
- ソ 施設の改修、備品等の購入について
- タ 維持管理について
- チ 事故報告について
- ツ 指導及び助言、事業協力について
- テ 事業の広報等について
- ト 目的外使用について
- ナ 留意事項及び協議事項
- ニ その他必要な事項

(2) 年度協定

- ア 年度協定の期間
- イ 対価の支払い
- ウ 施設の維持補修
- エ 疑義に関する決定事項
- オ その他必要な事項

1 1 モニタリング

指定管理者が、公の施設の設置目的を理解し、適正な管理運営・良好なサービスの提供を行っているかを監視・監督し、次年度以降の業務内容等に反映させるためにモニタリングを実施する。

(1) 実施方法について

①事業報告書の提出

指定管理者に対し、毎年度終了後に、管理業務の実施状況、利用状況、収支状況などを記載した事業報告書を作成させ、所管課に提出させる。

事業報告書に記載する事項は概ね次のとおりとする。

- ・管理業務の実施状況に関する事項
- ・施設の利用状況に関する事項
- ・使用料の収入実績及び管理経費等の収支状況等
- ・その他管理の実態を把握するために必要な事項

②その他

必要に応じ、指定管理者に業務の実施状況、経理の状況等について報告を求めたり、所管課との意見交換会、職員による現地調査を実施したりするなど、公の施設の管理運営状況の把握に努める。また、事故等が生じた場合は、遅滞なくその状況を報告させる。

(2) モニタリング結果に基づく措置

所管課は、モニタリングの結果を精査して管理状況を把握するとともに、必要に応じて指定管理者に対し、改善措置を講じるよう指示を行い、それでも改善が見られない場合は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を求めるものとする。

1 2 その他

基本方針の見直しについて

市場システムの活性化の観点から、指定管理者方式、地方公営企業、P F I 方式、地方独立行政法人などの事業手法の中から適切な手法を選定することが求められている。公の施設の効果的・効率的な管理運営を通じて、施設の効用が最大限に発揮されるよう、指定管理者制度の運用について、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

1.3 指定管理者制度導入までのフロー

